

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第19号

答申番号：令和5年度答申第22号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、令和4年3月9日付け保護決定変更処分により支給された1万5,000円は、当時請求人が居住していた住居（以下「前居宅」という。）の火災保険に係る更新費用（以下「本件更新費用」という。）として支給されたものではなく、単に生活費として支給されたものであるから、それを転居先の住居（以下「現居宅」という。）の火災保険料の支払に充てたことで行われた原処分（生活保護費返還処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 請求人は、令和4年3月9日付け生活保護変更申請書に自ら「火災保険更新のため」と記載した上で、処分庁に対して保護の変更申請（以下「本件申請」という。）を行っているのであるから、処分庁が請求人に支給した1万5,000円は、本件更新費用に充てるべき金銭であったことは明白である。
- (2) 特定の扶助費を支給した後に当該扶助の目的が消滅した場合の取扱いについては、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）において、保護費の遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきと示されていることから、保護費の遡及変更を行うのではなく、生活保護法（以下「法」という。）第63条に基づく返還処分を行ったものである。
- (3) 法第63条に基づく処分の返還額の算定に当たり、問答集において「保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額」については、本来の要返還額から控除して差し支えないとされている。請求人は、前居宅が北向きで室内が寒く、灯油代が高くなるとの理由で現居宅に転居したが、その取扱いをする理由に該当しないため、仮に請求人から現居宅の火災保険料の支払に係る保護の変更申請があったとして

も支給の対象には当たらないことから、原処分について、現居宅の火災保険料の金額を返還額から控除することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 令和4年3月9日、請求人は、処分庁に対し本件申請を行い、これに対して処分庁は、本件更新費用として1万5,000円を支給したが、令和5年3月31日、処分庁の職員は、請求人が本件更新費用を現居宅の火災保険料の支払に充てたことを請求人から確認した。同年4月14日、処分庁は、令和4年3月の請求人に係る最低生活費の額が遡及的に変更されたと判断したことから、請求人に対して本件更新費用として支給した1万5,000円を返還請求の対象として、原処分を行ったことが認められ、こうした処分庁の判断が法に照らし明らかに違背するものではないことから、原処分に違法又は不当な点は認められない。
- 2 請求人は、処分庁から支給された1万5,000円は、本件更新費用について支給されたものではなく、用途が限定されていない生活費として支給されたものであると主張している。しかしながら、申請書に「火災保険更新のため」と記載した上で、処分庁に対し本件申請を行い、これに基づき、処分庁は、本件更新費用として1万5,000円を認定して保護決定変更処分を行い、かつ、その通知書には、変更した保護の種類及び程度の内容として、「15,000円 令和4年3月 契約更新料等」とし、変更の理由を「住宅一時扶助認定による」との記載があり、当該通知書を請求人に手交しているのであるから、請求人が用途を限定されない生活費を申請したと認めることはできない。したがって、現居宅に転居した際に火災保険に係る支払のために、支給された1万5,000円を充てたことは、特定の目的以外の目的に特段の根拠もなく流用したものというほかなく、当該額については返還が必要であることは明らかであるから請求人の主張を採用することはできない。

第4 調査審議の経過

令和6年1月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとされており（法第4条第1項）、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の

範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

また、保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、扶助費を支給したあとで当該扶助の目的が消滅したような場合等の扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合について、法第63条の規定による返還として決定しても差し支えないとされている。

そこで本件についてみると、請求人は「火災保険更新手続きのご案内」を提示の上で本件申請を行い、処分庁はこれを認める処分通知をしたところ、事後に本件更新費用の支払が不要であった事実が確認された以上、当該扶助の目的が消滅したとして原処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

他方、請求人は、支給された1万5,000円は用途が限定されていない「生活費」として支給されたものであると主張する。しかしながら、上記のとおり、本件申請によって支給された扶助費は、本件更新費用として明確に用途が定められているものであるから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子